

## 阪神高速事業アドバイザー会議設置要領

### （会議の設置）

第1条 更なる安全・安心・快適を目指した事業推進に当たり、阪神高速道路株式会社（次条において「会社」という。）に阪神高速事業アドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （会議の目的）

第2条 会議は、会社における経営改善及び阪神高速グループの事業全般に関する助言を行い、阪神高速グループの企業価値向上を図ることを目的とする。

### （会議の組織）

第3条 委員は、優れた識見を有する者のうちから社長が委嘱する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 座長は、会務を総理する。

5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第4条 座長は、会議を招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 座長は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求めることができる。

### （事務局）

第5条 会議に関する事務は、関係部署の協力を得て経営企画部において行う。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

### 附 則

この要領は、社長が別に定める日から施行する。

〔平成28年3月31日阪高経企第8号により、平成28年4月5日から施行〕